

一般社団法人しろにしと和歌山大学紀伊半島価値共創基幹との連携協力に関する協定書

令和 6 年 7 月 19 日

一般社団法人しろにし（以下「甲」という。）と和歌山大学紀伊半島価値共創基幹（以下「乙」という。）とは、相互の連携協力を円滑にするために、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙が有する資源を活用し、広く連携協力を進めることにより、有田川町エリアの持続可能な地域振興及び人づくりに寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、甲が運営する「移住就業支援拠点施設”しろにし”」を核とし、次に掲げる事項について、互いに連携協力を行うものとする。

- （1）地域振興及び人づくりに寄与する、共創事業の実施及び交流事業に関すること
- （2）「移住就業支援拠点施設”しろにし”」を和歌山大学ラーニングスペースとして活用すること
- （3）地域振興にかかる情報の発信及び活用に関すること
- （4）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること

（連絡調整窓口）

第 3 条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に推進するために、甲及び乙に窓口を設け必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第 4 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間が満了する日の 1 か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がない場合は、さらに 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第 5 条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については甲乙が協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙署名の上、各自その 1 通を保有する。

甲 和歌山県有田郡有田川町大字二川 3 6 1 番地
一般社団法人しろにし
代表理事

楠部 睦美

乙 和歌山県和歌山市栄谷 9 3 0 番地
和歌山大学紀伊半島価値共創基幹
基幹長

本 山 貢